

平成29年3月31日  
福祉部長決定

## 加古川市生活困窮者家計改善支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第3条第5項の規定に基づき、家計に問題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や助言等を行うことにより、家計を管理する力を高め、早期の生活再生を目的とした事業(以下「本事業」という。)の実施にあたり、必要な事項を定める。

### (事業の対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に居住する法第3条第1項に規定する生活困窮者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者
- (2) 家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

### (事業内容)

第3条 本事業における支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象者自らが、家計における課題を発見できるようかかわる支援
- (2) 対象者自らが、家計における目標を設定し、実現できるようかかわる支援
- (3) 対象者自らが、家計管理を続けていけるようかかわる支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

### (支援の実施期間)

第4条 支援の実施期間は6ヶ月とする。

2 前項に定める期間で支援を終結することが適当でない場合は、加古川市生活困窮者自立支援調整会議実施要領(平成27年3月30日制定)で規定する自立支援調整会議により、支援の継続を決定するものとする。

3 前項の場合の実施期間は、通算して1年を越えないものとする。

### (実施上の留意事項)

第5条 本事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、国が定める「家計相談支援事業の手引き」(平成27年3月

6日厚生労働省発出)を参照するものとする。

- (2) 本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日より施行する。